

# 依田窪老人保健施設利用料一覧表

※個人負担額は、1割負担で表示しています。

## ○入所

### 1 個室

要介護度	介護報酬(1日当たり)						個人負担金(1日当たり)					1月(30日)当たり
	サービス費	栄養マネジメント加算	サービス提供体制加算	夜勤体制加算	在宅復帰・在宅療養支援加算Ⅱ	小計	介護報酬の1割分	食費	居住費	日用品費	合計	
要介護1	7,390	140	180	240	460	8,410	841	1,380	1,640	100	3,961	118,830
要介護2	8,100	140	180	240	460	9,120	912	1,380	1,640	100	4,032	120,960
要介護3	8,720	140	180	240	460	9,740	974	1,380	1,640	100	4,094	122,820
要介護4	9,280	140	180	240	460	10,300	1,030	1,380	1,640	100	4,150	124,500
要介護5	9,830	140	180	240	460	10,850	1,085	1,380	1,640	100	4,205	126,150

### 2 多床室(2床室、4床室)

要介護度	介護報酬(1日当たり)						個人負担金(1日当たり)					1月(30日)当たり
	サービス費	栄養マネジメント加算	サービス提供体制加算	夜勤体制加算	在宅復帰・在宅療養支援加算Ⅱ	小計	介護報酬の1割分	食費	居住費	日用品費	合計	
要介護1	8,180	140	180	240	460	9,200	920	1,380	370	100	2,770	83,100
要介護2	8,920	140	180	240	460	9,940	994	1,380	370	100	2,844	85,320
要介護3	9,540	140	180	240	460	10,560	1,056	1,380	370	100	2,906	87,180
要介護4	10,100	140	180	240	460	11,120	1,112	1,380	370	100	2,962	88,860
要介護5	10,650	140	180	240	460	11,670	1,167	1,380	370	100	3,017	90,510

### 3 その他(対象となった場合、個別にかかる経費)

加算項目	1日当たりの費用
短期集中リハビリテーション実施加算(実施日のみ)	240
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(実施日のみ)	240
療養食加算(必要な方)	1食6
初期加算(入所から30日まで)	30
外泊時費用	362
外泊時費用(在宅サービスを利用する場合)	800
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	450
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	480
退所時情報提供加算	500
退所前連携加算	500
試行的退所指導加算	400
訪問看護指示加算	300
ターミナルケア加算(死亡日以前4日以上30日以下)	160
ターミナルケア加算(死亡日以前2日又は3日)	820
ターミナルケア加算(死亡日)	1,650
再入所時栄養連携加算(1人につき1回限度)	400
かかりつけ医連携薬剤調整加算	125
緊急時治療管理(1月1回3日を限度)	511
所定疾患施設療養費(Ⅰ)(1月1回7日を限度)	235
所定疾患施設療養費(Ⅱ)(1月1回7日を限度)	475
認知症行動・心理症状緊急対応加算(入所後7日に限り)	200
褥創マネジメント加算(3月につき)	10
排泄支援加算(1月につき)	100
介護職員処遇改善加算	※
教養娯楽費	実費
理髪料(理髪された場合)	1,500~3,000
送迎加算(2キロ以内)	600

\*食費・居住費は、介護保険負担限度額認定証を所持されている方については、認定証に記載されている額となります。

⇒肺炎、尿路感染症、带状疱疹の治療を行った場合

⇒(基本サービス費+加算)×1.6%分の1割

⇒2キロを超える場合、1キロ増すごとに200円がかかります。

## ○訪問リハビリテーション

### 1 介護報酬(1回当たり) 単位:円

サービス費	サービス提供体制加算	計
290	6	311

### 2 その他(対象となった場合、個別にかかる経費)

加算項目	1回当たりの費用
短期集中リハビリテーション実施加算	
退院・退所日又は新たに要介護認定を受けた日から1月超3月以内	200
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)/月	230
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)/月	280
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅲ)/月	320
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅳ)/月	420

## ○特定入所者介護サービス費

- 1 平成17年10月の制度改正に置いて、「負担の公平性」という観点から、介護保険施設等における居住費・食費について、在宅の方と同様、保険給付の対象外とし、介護に関する部分に給付を重点化することとなりました。  
見直しに当たっては、居住費・食費の負担が低所得者の方にとって過重な負担とならないよう特定入所者介護サービスを創設し、所得に応じた定額の負担限度額を設けることにより、低所得者の負担の軽減を図るとされています。

※利用者負担「1～3段階」の方については、食費・居住費の負担限度額が設けられ、負担限度額を超えた部分について、基準費用額との差額を介護保険で負担されますので、利用者負担額は実質負担限度額以下となります。

### 2 負担限度額(入所・短期入所)

(単位:円/日)

保険料段階	対象者の条件	区分	負担限度額			介護保険負担
			居住費	食費	合計	
第1段階	生活保護の受給者または老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯の方	個室	490	300	790	2,230
		多床室	0	300	300	1,450
第2段階	住民税非課税世帯で年金収入が80万円未満の方で年金以外に所得のない	個室	490	390	880	2,140
		多床室	370	390	760	990
第3段階	住民税非課税世帯で年金収入が80万円以上266万円以下の方	個室	1,310	650	1,960	1,060
		多床室	370	650	1,020	730
第4段階	本人が住民税非課税の方	個室	1,640	1,380	3,020	
第5段階	本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が200万円未満の方					
第6段階	本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が200万円以上500万円未満の方	多床室	370	1,380	1,750	
第7段階	本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が500万円以上の方					
基準費用額		個室	1,640	1,380	3,020	
		多床室	370	1,380	1,750	